

新型コロナウイルス感染症対策指針

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として感染症対策指針を以下の通り定め、ご利用者の感染防止に取組みます。

本指針は、新型コロナウイルス感染への懸念が低下するまで継続するものとします。

■ 感染拡大を防ぐため、以下に該当するご利用者の利用の取り止めをお願い申し上げます。

- ・風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や37.5度以上の熱がある方。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- ・咳、痰、胸部不快感のある方。
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等並びに当該在住者との濃厚接触がある方。

■ ご利用者は利用時、以下のご協力をお願い申し上げます。

- ・入退館時には手指の消毒をお願い申し上げます。
- ・ジムエリアにおいては器具や備品のご利用後の拭き取り消毒をお願い申し上げます。
- ・利用者間の間隔を十分にとりご利用をお願い申し上げます。

■ 店舗の営業時における当社の対応

- ・利用における注意喚起の掲示をいたします。
- ・館内に消毒液設置と消毒を推奨する掲示、スタッフからの案内や館内放送を実施いたします。
- ・館内の適切な箇所に消毒液を設置いたします。
- ・スタッフによる定期消毒・清掃の徹底をいたします。
- ・各エリア可能な限りの換気を行います。
- ・プールの塩素濃度の測定は 1 時間に 1 回確認し適切な水質管理をいたします。
- ・スタッフはマスク着用にて接客をさせていただく場合がございます。

■ スタッフの健康管理／処遇

- ・スタッフ全員の勤務前の体温チェックを行っています。（平熱以上の場合は勤務停止）
- ・スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出社を停止し、他のスタッフやお客様との接触について正確な実態把握に努めます。

■ 感染者情報に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

- ・即時に保健所に報告いたします。（求められる情報の速やかな開示）
- ・滞在者情報の摘出し、感染者の退館一時間後までに在館されていたご利用者のリストアップをいたします。
- ・保健所の指示に従った上で速やかに休館とし、関係者への周知を図ります。

■ 緊急事態宣言が発表された場合の対処（都道府県知事からの通知・政府からの要請）

- ・発表された内容、行政機関などの指導に則り適切に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策として、当社とご利用者相互で感染を未然に防ぐ環境を構築のためご協力をお願い申し上げます。